

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 5 項の規定に基づき、まあじに関する令和 8 管理年度における数量を次のように変更したので、同条第 5 項において準用する同条第 4 項の規定に基づき次のとおり公表する。

令和 8 年 7 月 21 日

山口県知事 村岡 嗣政

まあじに関する令和 8 管理年度（令和 8 年 1 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第 16 条第 1 項に定める数量を、次のとおり変更する。

第 1 まあじ

1 都道府県別漁獲可能量

変更後	(変更前)
3,600 トン	(3,000 トン)

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	変更後	(変更前)
山口県まあじ中型まき網漁業	2,880 トン	(2,400 トン)
山口県まあじ中型まき網漁業以外の漁業	現行水準	(現行水準)